

重要事項説明書【別表 1】

居宅介護支援の料金について

項 目	算定方法	金 額
(基本報酬) 居宅介護支援費 要介護 1、2	1 月につき	10,860 円
(基本報酬) 居宅介護支援費 要介護 3、4、5	1 月につき	14,110 円
特定事業所加算 (Ⅱ)	1 月につき	4,210 円
初回加算 (初回及び 2 段階以上の変更認定を受けた場合)	1 月につき	3,000 円
入院時情報連携加算 (Ⅰ) 入院日以前～入院日	1 月につき	2,500 円
入院時情報連携加算 (Ⅱ) 入院翌日または翌々日	1 月につき	2,000 円
退院・退所加算 (入院または入所期間中 1 回を限度)	1 回 (カンファレンス参加: 無) 1 回 (カンファレンス参加: 有) 2 回 (カンファレンス参加: 無) 2 回 (カンファレンス参加: 有) 3 回 (カンファレンス参加: 有)	4,500 円 6,000 円 6,000 円 7,500 円 9,000 円
通院時情報連携加算 (歯科医師含む)	1 月につき	500 円
緊急時等居宅カンファレンス加算 (1 月に 2 回を限度)	1 回につき	2,000 円
ターミナルケアマネジメント加算 (死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上在宅の訪問を行った場合。末期の悪性腫瘍の患者に限らない。)	1 月につき	4,000 円
特定事業所医療介護連携加算 (前々年度の 3 月から前年度の 2 月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を 15 回以上算定している)	1 月につき	1,250 円

※保険料の滞納等により保険給付金が直接事業所に支払われない場合は、1 月につき上記金額をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を保険者の窓口へ提出しますと、全額払戻しを受けることができます。

(2024 年 4 月 1 日)